

平成 29 年 6 月 23 日

各 位

会社名 インスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
(コード番号：6656 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜榮子
TEL 0187-54-1888 (代表)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対し報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 29 年 7 月 28 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬等と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割り当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものいたします。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に、100個を当社の取締役を割当先として発行する新株予約権の上限とし、毎年割り当ていたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデル等により算出した公正価値に、割り当てる新株予約権の数に乗じることにより算定した額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数に乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等につきましては、当社取締役会において定めることとします。

以上